

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

和歌山県公安委員会 印



1	聴聞の期日	令和 8 年 3 月 3 日	午前10時開始
2	聴聞の場所	和歌山市西 1 番地 和歌山県警察本部	交通センター 1 階 聴聞室